

庁議における審議要旨

日時

令和7年11月6日 午前11時00分～午前11時45分

場所

庁議室

出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

付議案件

- 1 荒川区生活安全条例の一部改正について
- 2 令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果について
- 3 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

審議の要旨

- 1 荒川区生活安全条例の一部改正について

生活安全課長から資料に基づき説明があり、了承。

(主な意見・質疑)

○ティッシュやチラシを配る行為は規制対象外のことだが、それと客引き行為との線引きはどのように考えているのか。

- ・ ティッシュやチラシの配布自体は規制対象外だが、配布した上で値段交渉をした場合には客引き行為となるので、その時点で規制対象となる。

○過料を適用するのはどのタイミングか？

- ・ 客引き等を行った者に対しては、まず指導を行い、その後、勧告、過料という流れとなる。過料を適用するのは、勧告後に、勧告に従わずに違反行為をした場合である。

- 2 令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果について

指導室長から資料に基づき説明があり、了承。

(主な意見・質疑)

○読書が好きと回答した児童・生徒については、以前から、小学生の頃は高いのに中学生になると下がる傾向が見られる。

○全国との比較となっているが、地方と都市部とでは環境が異なる部分があると考えられる。

- 3 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

総務企画課長から資料に基づき説明があり、了承。

配付資料

- 1 荒川区生活安全条例の一部改正について
- 2 令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果について
- 3 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

庁議付議予定案件
(令和7年11月6日 午前 11時00分~)

1 荒川区生活安全条例の一部改正について

(説明者 生活安全課長)

2 令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果について

(説明者 指導室長)

3 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

(説明者 総務企画課長)

○ 今後の庁議日程

11月19日 (水) 午後 2時00分~

12月 2日 (火) 午後 4時00分~

件 名	荒川区生活安全条例の一部改正について
ポイント	安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、区内における客待ち行為等に対する規制を強化し、防犯対策のさらなる充実を図るため、「荒川区生活安全条例」（以下「区条例」という。）の一部を改正する。
内 容	<p>1 目的 安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、防犯対策のさらなる充実を図るため、区条例の一部を改正し、区内における客待ち行為等に対する規制を強化する。</p> <p>2 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内での性風俗店等への客引き行為や執拗な客引き行為は、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下「迷惑防止条例」という。）により、区内全域で禁止されている。 これに対し、客待ち行為は、都の迷惑防止条例により地区及び行為を限定して規制されているが、当区は規制区域の対象外のため、区内での客待ち行為については、都の迷惑防止条例の規制で対処できない。 こうした状況を踏まえ、区では平成24年8月に区条例の一部を改正し、特定の客待ち行為（性風俗やわいせつ性の高いキャバクラ等）に限り禁止している。 以来、区は警察と連携し、夜間パトロールや安全安心パトロールカー（以下「青色パトロールカー」という。）による警戒を継続してきた。 しかしながら、昨今、都の迷惑防止条例にあたらない客引き行為や区条例にあたらない客待ち行為が常態化し、通行人に不安を与えるだけでなく、駅周辺の景観や地域イメージを損なう要因となっている。特に日暮里駅周辺では、主にガールズバー等の客待ち行為等が多発し常態化している。 現在、23区の中で、区独自に客引き行為や客待ち行為を規制している14区のうち、当区以外の区ではより厳しい規制内容となっている。 以上のように、現行の区条例の枠組みでは、都の迷惑防止条例にあたらない客引き行為や区条例にあたらない客待ち行為に対し、十分な注意や指導ができない状況である。したがって、区の実情や他区の規制内容等を踏まえ、より実態に即した規制強化を図ることが必要である。 <p>客引き行為・・・通行人等不特定の者の中から相手方を特定して客となるよう誘う行為</p> <p>執拗な客引き行為・・・声かけだけでなく、拒否後もつきまとい、進路を妨害する、身体に触れるなど、心理的・物理的な圧迫や勧誘を断れない状況に追い込む行為</p> <p>客待ち行為・・・客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろするなど）</p>

内 容
(続き)

3 条例改正（案）の概要

現行の区条例の規制を強化するため、区条例に以下の内容を追加する。

（1）規制する客引き・客待ち行為

①客引き行為

- ・現行条例・・・条文の規定なし（都条例で執拗な客引き行為を規制、区条例で特定の客待ち行為を規制することで実質的に特定の客引き行為を規制）
- ・改正条例・・・指定の業種（※）を規制

②客待ち行為

- ・現行条例・・・性風俗やわいせつ性の高いキャバクラに限定規制
- ・改正条例・・・指定の業種（※）を規制

※指定の業種

- ・居酒屋、ガールズバー等の酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業
- ・カラオケボックス等
- ・キャバクラ、ホストクラブ、性風俗等
- ・マッサージ・整体等（専ら人の身体に接触して行う役務等を提供する営業、ただし20時以降翌6時までに行うものに限る）
- ・ただし、ティッシュやチラシ配り（値段交渉等をすると規制対象）、敷地内や店前での「いらっしゃい」等の呼びかけ、募金・署名等の社会的活動は規制対象外

（2）その他の規制対象行為

上記（1）に加え、勧誘行為及び勧誘待ち行為を、規制対象行為として条例に追加する。

勧誘行為・・・特定（キャバクラ等）の仕事等へのスカウト行為

※客引き行為等を規制している14区のうち、当区以外の全区が禁止行為としている。

勧誘待ち行為・・・勧誘目的で相手を待つ行為

※客引き行為等を規制している14区のうち、5区で禁止行為としている。（足立、墨田、品川、渋谷、港区）

（3）罰則規定

区は、上記（1）、（2）に定める規制対象行為を行った者に対し、新たに以下の措置を講じる。

- ・**指導**・・・客引き行為等を行う者に対し、当該行為を中止するよう求める行為
- ・**勧告**・・・指導を受けた者が更に違反行為をしている場合、当該行為を中止するよう求める行為
- ・**公表**・・・勧告を受けた者が従わなかった場合、勧告内容を公表する行為（公表事項）
 - ①氏名、勤務先、住所（代表者・責任者・個人事業主等を対象）

内 容 (続き)	<p>②違反店舗名 店舗の所在地 ③違反行為の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査 … 指導、勧告を行うため必要がある場合、職員に、違反行為をした者の事務所、営業所に立ち入らせて必要事項を調査、質問、文書の提示等の協力を求める行為 ・過料 … 勧告後に違反行為をした者、立入調査を拒否した者、質問に対し陳情しない者、虚偽の陳述をした者に対し、5万円以下の過料に処する行為 <p>(4) 罰則の規制区域 区内全域を対象とする。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例では、平成24年度の改正時から、特定の客待ち行為に対する禁止規制を既に区内全域で適用している。 ・また他区では、全域を対象に規制する区と、特定地区を限定して規制する区に分かれている。 ・当区は、他区に比べて面積が小さく、繁華街も少ないという特徴がある。 ・現在、客引き行為や客待ち行為は、日暮里駅周辺等で確認されているが、規制を問題のある地区のみに限定した場合、その規制から逃れる形で、問題行為が規制対象外の地区へ波及する恐れがある。 ・したがって、現行条例との継続性の観点に加え、問題行為の拡散を未然に防止するため、当区においては規制区域を限定せず、全域を対象とする。 										
今 後 の 予 定	<p>令和7年11月26日 福祉・区民生活委員会報告(パブリックコメント実施) 27日 パブリックコメント実施(～12月18日)</p> <p>令和8年 1月15日 庁議付議 2月 3日 福祉・区民生活委員会(内示・パブリックコメント 結果報告)</p> <p>16日 2月会議に議案を提出 19日 福祉・区民生活委員会(議案審査)</p> <p>4月 1日 改正条例施行 7月 1日 改正条例における指導等の規定を施行</p>										
議会等報告 11月26日 福祉・区民生活委員会	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">議会等報告</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">開示予定日</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区報</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">HP</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">記者会見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">委員会報告後</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3月21日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3月21日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3月下旬</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見	委員会報告後	3月21日	3月21日	3月下旬	
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見							
委員会報告後	3月21日	3月21日	3月下旬								

<主管部課>区民生活部生活安全課

荒川区生活安全条例の一部改正（案）骨子案について 【概要版】

1 改正目的

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、防犯対策のさらなる充実を図るために、区条例の一部を改正し、区内における客待ち行為等に対する規制を強化します。

2 現状と課題

区内での性風俗店などの客引き行為や執拗な客引き行為は、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下「迷惑防止条例」という。）により、区内全域で禁止されています。これに対し、客待ち行為は、都の迷惑防止条例により地区及び行為を限定して規制されていますが、当区は規制区域の対象外のため、区内での客待ち行為については、都の迷惑防止条例の規制で対処できません。

こうした状況を踏まえ、区では平成24年8月に区条例の一部を改正し、特定の客待ち行為（性風俗やわいせつ性の高いキャバクラ等）に限り禁止しています。

以来、区は警察と連携し、夜間パトロールや安全安心パトロールカー（以下「青色パトロールカー」という。）による警戒を継続してきました。

しかしながら、昨今、都の迷惑防止条例にあたらない客引き行為や区条例にあたらない客待ち行為が常態化し、通行人に不安を与えるだけでなく、駅周辺の景観や地域イメージを損なう要因となっています。特に日暮里駅周辺では、主にガールズバー等の客待ち行為等が多発し常態化しています。現在、23区の中で、区独自に客引き行為や客待ち行為を規制している14区のうち、当区以外の区ではより厳しい規制内容となっています。

以上のように、現行の区条例の枠組みでは、都の迷惑防止条例にあたらない客引き行為や区条例にあたらない客待ち行為に対し、十分な注意や指導ができない状況です。したがいまして、区の実情や他区の規制内容等を踏まえ、より実態に即した規制強化を図ることが必要です。

3 規制対象行為

区内の公共の場所（道路、公園、広場その他の不特定多数の者が通行し、又は利用する場所）において、以下の客引き行為等が禁止となります。

客引き行為等とは、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいいます。

（1）客引き行為

公共の場所において、不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるよう誘う行為

（2）客待ち行為

上記（1）の客引き行為をする目的で、公共の場所において相手方となるべき者を待つ行為

(3) 勧誘行為

公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘する行為

(4) 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つ行為

4 営業活動の規制

飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等を用いた営業活動が禁止となります。また、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

【対象となる飲食店等の例】

- ①居酒屋、スナック、ガールズバー、キャバクラ、ホストクラブ等
- ②カラオケボックス等
- ③ソープランド、ファッショナブルス、ラブホテル、アダルトショップ等
- ④マッサージ、エステ、整体等

5 指導

区は、区内全域の公共の場所において客引き等を行った者等に対して、指導^{※1}を実施し違反行為をやめるよう求めるることができます。

※1 指導は口頭又は書面で行います。

指導

6 勧告

区は、指導を受けた者が更に違反行為をしている場合、勧告^{※2}を実施します。

※2 勧告（当該行為を中止するよう求める行為）は書面で行います。

指導

勧告

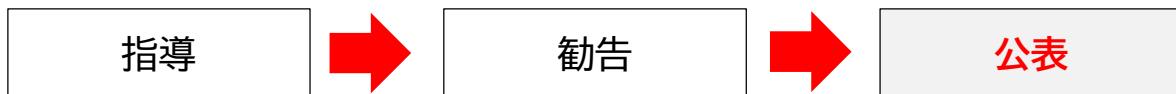
7 公表

区は、勧告を受けた者が従わなかった場合、公表^{※3}を実施します。

※3 区長は、客引き行為等を行い、勧告に従わなかった者について、下記の事項を公表することができます。

(公表事項)

- ア 氏名、勤務先、住所（代表者・責任者・個人事業主等を対象とする）
- イ 違反店舗名 店舗の所在地
- ウ 違反行為の内容



8 過料

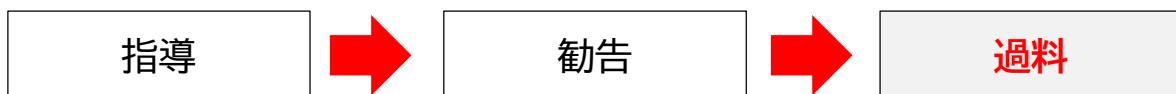
区は、勧告に従わず、違反行為を続ける者へ、過料^{※4}の罰則を適用します。

※4 次の事項に該当する者は、50,000円以下の過料を科します。

- ・勧告に従わず、違反行為をしたもの
- ・勧告に従わず、客引き行為等をしたものから紹介を受けて、当該客引き行為等を受けたものを客として営業所内に立ち入らせた店舗等を営む者

(両罰規定)

過料については違反行為者を罰するほか、その使用者である事業者に対しても過料を科す場合があります。



9 立ち入り調査等

違反行為に必要な措置をするにあたり、違反者の事務所、営業所の立ち入り、必要な事項を調査し、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所、その他の質問事項について質問し、もしくは文書の提示その他の協力を求めることができるものとします。

件 名	令和7年度全国学力・学習状況調査の調査結果について			
ポイント	令和7年度全国学力・学習状況調査（文部科学省実施）結果について、次とおり報告する。			
内 容	<p>1 実施日 令和7年4月17日（木） 中学校理科は、令和7年4月14日（月）～17日（木）の内、いずれか1日で実施。</p> <p>2 対象 小学校第6学年及び中学校第3学年（全児童・生徒）</p> <p>3 実施教科等 ・小学校 国語、算数、理科 ・中学校 国語、数学、理科 ・中学校理科、児童質問調査、生徒質問調査、学校質問調査は、オンラインによる回答方式で実施。 ※理科の実施は、3年に1回程度の実施。前回は、令和4年度に実施。 ※令和8年度は、国語、算数・数学、英語（中学校のみ）で実施予定。</p> <p>4 問題の種類 ・国語と算数・数学は、「知識」と「活用」を一体的に問う問題形式に令和元年度から変更されている。</p> <p>5 調査結果の概要 別紙のとおり</p> <p>6 調査結果の活用 ・各学校で出題された問題と正答率の傾向を分析し、児童・生徒の学力や学習状況の課題把握をするとともに、対象学年だけではなく、学校全体で分析結果を基に、2学期以降の授業改善に努めるよう指導を行った。</p>			
今 後 の 予 定	令和7年11月27日 文教・子育て支援委員会報告			
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
11月27日 文教・子育て支援委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課>教育委員会事務局指導室

令和7年度 全国学力・学習状況調査 荒川区結果(概要)

1 全国学力・学習状況調査の概要

(1) 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ・全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(2) 調査の概要

ア 調査実施日 令和7年4月17日(木)

※中学校理科は、4月14日(月)～17日(木)の内、いずれか1日で実施。

イ 調査対象 小学校第6学年児童、中学校第3学年生徒

ウ 調査事項

- ・教科に関する調査(国語、算数・数学、理科)

※中学校理科は、オンラインによる回答方式で実施

- ・質問紙調査(児童・生徒、学校)

※オンラインによる回答方式で実施

エ 調査問題

- ・学習指導要領で育成を目指す、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を問う問題を出題。

- ・各大問において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善のメッセージを発信。

オ 調査の特徴

- ・中学校理科においてCBT調査を導入

【問題の構成】

- ・公開問題と非公開問題を組み合わせて出題。

- ・公開問題には、全日程に共通する問題と実施日別の問題がある。

- ・非公開問題は、幅広い内容・難易度等から出題され、生徒ごとに異なる問題を解く。

【IRT(Item Response Theory)に基づく分析の結果】

- ・IRTを用いて児童・生徒の正答・誤答が、問題の特性(難易度、測定精度)によるのか、児童・生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童・生徒の学力スコアを推定する。

- ・IRTに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準にした得点「IRTスコア」で表している。

IRTとは

IRTとは、国際的な学力調査(PISA、TIMSSなど)や英語資格・検定試験(TOEIC・TOEFLなど)で採用されているテスト理論です。

この理論を使うと、異なる問題から構成される試験・調査の結果を、同じものさし(尺度)で比較できます。

IRT(Item Response Theory : 項目反応理論)

児童生徒の正答・誤答が、問題の特性(難易度、測定精度)によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論。



参考：文部科学省 全国的な学力調査に関する専門家会議(令和7年度第4回)・
全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ(令和7年度第2回)合同会議)資料
「令和7年度全国学力・学習状況調査「中学校理科」IRTを用いた結果返却について」

2 荒川区の調査結果の概要

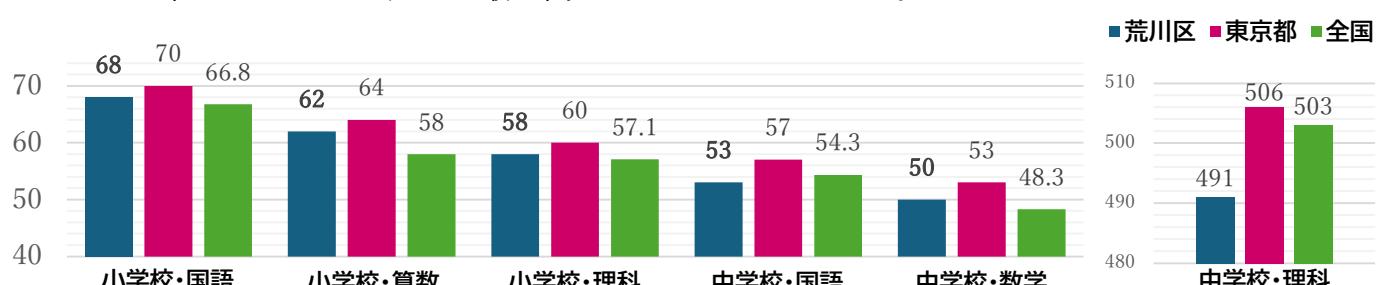
(1) 教科に関する調査 ◎全国・都平均よりも高いもの ○全国平均より高いが都平均よりは低いもの ア 結果 (平均正答率 (%), 平均IRTスコア)

小学校 (24校)	国語		算数		理科	
年度	R 6	R 7	R 6	R 7	R 4	R 7
荒川区 (全国との差)	○68 (+0.3)	○68 (+1.2)	○67 (+3.6)	○62 (+4.0)	○64 (+0.7)	○58 (+0.9)
東京都	70	70	68	64	65	60
全国	67.7	66.8	63.4	58.0	63.3	57.1
中学校 (10校)	国語		数学		理科 (R 7は平均IRTスコアで表示)	
年度	R 6	R 7	R 6	R 7	R 4	R 7
荒川区 (全国との差)	58 (-0.1)	53 (-1.3)	○56 (+3.5)	○50 (+1.7)	48 (-1.3)	491 (-12)
東京都	61	57	57	53	51	506
全国	58.1	54.3	52.5	48.3	49.3	503
中学校 (10校)	理科 (IRT バンド集計値 (%))					
IRT バンド	5 (上位)	4	3 (標準)	2	1 (下位)	
荒川区 (全国との差)	5.7 (-0.5)	19.4 (-0.9)	39.4 (-2.6)	28.7 (+1.4)	6.8 (+2.6)	
東京都	5.5	21.4	43.8	25.7	3.6	
全国	6.2	20.3	42.0	27.3	4.2	

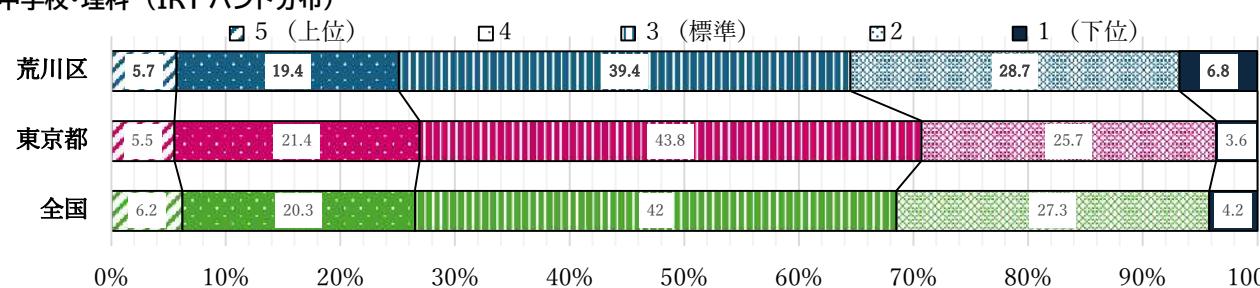
※荒川区、東京都の結果については、国から整数で提供されている。

※理科の実施は3年に1度程度のため、前回は令和4年度となっている。

※中学校理科は、令和7年度はCBT方式での実施のため、平均正答率ではなく、平均IRTスコアとして表示している。IRTバンドは、IRTスコアを1～5の5段階に区切ったものであり、3を基準のバンドとし、5が最も高いバンドとなっている。



中学校・理科 (IRT バンド分布)



イ 各教科

【国語】

<小学校>

☆都平均を2ポイント下回ったが、
全国平均を1.2ポイント上回った。

(傾向)

○学習指導要領の全ての内容において、全国平均と同じもしくは全国平均を上回った。

荒川区の平均正答率が高かった設問

【区84. 4%、都84. 2%、国81. 6%】

・時間的な順序や事柄の順序などを考えながら、内容の大体を捉えることができるかどうかを見る問題（「C読むこと」、思考・判断・表現、短答式）

【区69. 9%、都69. 7%、国65. 5%】

・書く内容の中心を明確にし、内容のまとまりで段落をつくったり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えることができるかどうかを見る問題

（「C書くこと」、思考・判断・表現、選択式）

荒川区の平均正答率が低かった設問

【区58. 3%、都62. 1%、国61. 3%】

・目的や意図に応じて、簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかを見る問題（「B書くこと」、思考・判断・表現、記述式）

<中学校>

☆都平均を4ポイント下回り、
全国平均を1.3ポイント下回った。

(傾向)

●学習指導要領が示す「言葉の特徴や使い方に
関する事項」、「A 話すこと・聞くこと」、「C 読
むこと」の正答率が低い傾向にあった。

荒川区の平均正答率が高かった設問

【区65. 3%、都67. 4%、国63. 3%】

・書く内容の中心が明確になるように、内容のまとまりを意識して文章の構成や展開を考えることができるかどうかを見る問題
（「B書くこと」、思考・判断・表現、選択式）

荒川区の平均正答率が低かった設問

【区74. 6%、都80. 8%、国77. 9%】

・相手の反応を踏まながら、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫することができるかどうかを見る問題
（「A話すこと・聞くこと」、思考・判断・表現、選択式）

【区86. 3%、都90. 7%、国89. 9%】

・文章全体と部分との関係に注意しながら、登場人物の設定の仕方を捉えることができるかどうかを見る問題
（「C読むこと」、思考・判断・表現、短答式）

【算数】

<小学校>

☆都平均を2ポイント下回ったが、
全国平均を4ポイント上回った。

(傾向)

○学習指導要領の全ての領域において、全国平均を上回った。

荒川区の平均正答率が高かった設問

【区86. 8%、都85. 0%、国78. 7%】

・棒グラフから、項目間の関係を読み取ることができるかどうかを見る問題
（「A数と計算」「Dデータの活用」、知識・技能、選択式）

【区64. 1%、都61. 4%、国58. 3%】

・平行四辺形の性質を基に、コンパスを用いて平行四辺形を作図することができるかどうかを見る問題（「B図形」、知識・技能、短答式）

荒川区の平均正答率が低かった設問

【区29. 6%、都34. 0%、国31. 0%】

・目的に応じて適切なグラフを選択して出荷量の増減を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述できるかどうかを見る問題
（「Dデータの活用」、思考・判断・表現、記述式）

<中学校>

☆都平均を3ポイント下回ったが、
全国平均を1.7ポイント上回った。

(傾向)

○学習指導要領の全ての領域において、全国平均を上回った。

荒川区の平均正答率が高かった設問

【区52. 3%、都52. 5%、国45. 2%】

・目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することができるかどうかを見る問題
（「A数と式」、思考・判断・表現、記述式）

【区40. 5%、都44. 0%、国36. 3%】

・統合的・発展的に考え、条件を変えた場合について、証明を評価・改善することができるかどうかを見る問題（「B図形」、思考・判断・表現、短答式）

荒川区の平均正答率が低かった設問

【区34. 2%、都38. 1%、国34. 7%】

・一次関数 $y = ax + b$ について、変化の割合を基に、 x の増加量に対する y の増加量を求める
ことができるかどうかを見る問題
（「C関数」、知識・技能、短答式）

【理科】

<小学校>

☆都平均を2ポイント下回ったが、
 全国平均を0.9ポイント上回った。

(傾向)

○学習指導要領の「『生命』を柱とする領域では、全国平均・都平均を上回った。

○学習指導要領が示す「『粒子』を柱とする領域の正答率が低い傾向にあった。

<中学校>

☆都平均 IRT スコアを15ポイント、
 全国平均 IRT スコアを12ポイント下回った。

(傾向)

○評価の観点の内、「思考・判断・表現」の正答率が低い傾向にあった。

荒川区の平均正答率が高かった設問

【区71. 3%、都69. 7%、国70. 7%】

・ヘチマの花のつくりや受粉についての知識が身に付いているかどうかをみる問題

(「『生命』を柱とする領域」、知識・技能、短答式)

【区73. 1%、都66. 0%、国62. 0%】

・発芽するために必要な条件について、実験の条件を制御した解決の方法を発想し、表現することができるかどうかをみる問題

(「『生命』を柱とする領域」、思考・判断・表現、選択式)

荒川区の平均正答率が低かった設問

【区45. 5%、都49. 9%、国50. 6%】

・水の温まり方について、問題に対するまとめを導き出す際、解決するための観察、実験の方法が適切であったかを検討し、表現することができるかどうかをみる問題

(「『粒子』を柱とする領域」、思考・判断・表現、短答式)

【区62. 7%、都64. 8%、国64. 2%】

・水の蒸発について、温度によって水の状態が変化するという知識を基に、概念的に理解しているかどうかをみる問題

(「『粒子』を柱とする領域」、知識・技能、選択式)

荒川区の平均正答率が高かった設問

※全日程共通問題から抜粋

【区47. 6%、都47. 3%、国44. 9%】

・塩素の元素記号を問うことで、元素を記号で表すことに関する知識及び技能が身に付いているかどうかをみる問題

(「『粒子』を柱とする領域」、知識・技能、短答式)

荒川区の平均正答率が低かった設問

【区33. 9%、都36. 9%、国36. 2%】

・露頭のどの位置から水が染み出るかを観察する場面において、小学校で学習した知識を基に、地層に関する知識及び技能を関連付けて、地層を構成する粒の大きさとすき間の大きさに着目して分析して解釈できるかどうかをみる問題

(「『粒子』を柱とする領域」、思考・判断・表現、記述式)

【区72. 8%、都80. 3%、国79. 4%】

・科学的な探究を通してまとめたものを他者が発表する学習場面において、探求から生じた新たな疑問や身近な生活との関連などに着目した振り返りを表現できるかどうかをみる問題

(「『粒子』を柱とする領域」、思考・判断・表現、記述式)

(2) 質問紙調査

小学校・中学校とともに77の調査項目があり、その中から荒川区の教育施策の推進を考える上で関連がある項目を抜粋した。※単位は%

ア ICT機器の活用に関する質問

調査項目	小学校		中学校	
	荒川区	全国	荒川区	全国
①学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、 <u>1日当たりどのくらいの時間、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っていますか</u> (遊びなどの目的に使う時間は除く) 【3時間以上、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ない、30分以上1時間より少ない】の合計	44.7	42.5	37.2	31.6
②5年生までの学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、 <u>画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる</u> 【とてもそう思う、そう思う】の合計	89.8	88.1		
③5年生まで(中学校は1・2年生のとき)に受けた授業で、PC・タブレットなどの <u>ICT機器を、どの程度使用しましたか</u> 【ほぼ毎日、週3回以上、週1回以上】の合計	90.1	89.7	85.9	92.2
④5年生までの学習の中でPC・タブレットなどの <u>ICT機器を活用することについて、友達と考えを共有したり比べたりしたりしやすくなる</u> 【とてもそう思う、そう思う】の合計	82.3	84.6		
⑤5年生までの学習の中でPC・タブレットなどの <u>ICT機器を活用することについて、友達と協力しながら学習を進めることができる</u> 【とてもそう思う、そう思う】の合計	87.3	87.5		
⑥あなたは自分がPC・タブレットなどの <u>ICT機器で文章を作成する(文字、コメントを書くなど)ことができる</u> と思いますか 【とてもそう思う、そう思う】の合計	82.8	81.8	81.9	83.6
⑦あなたは自分が <u>インターネットを使って情報を収集する(検索する、調べるなど)</u> ことができると思いますか 【とてもそう思う、そう思う】の合計	89.2	89.8	90.3	91.5
⑧あなたは自分がPC・タブレットなどの <u>ICT機器を使って情報を整理する(図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる)</u> ことができると思いますか 【とてもそう思う、そう思う】の合計	70.4	69.3	61.0	63.3
⑨あなたは自分がPC・タブレットなどの <u>ICT機器を使って学校のプレゼンテーション(発表のスライド)を作成することができます</u> と思いますか 【とてもそう思う、そう思う】の合計	82.8	76.7	76.5	76.6

【考察】

荒川区では、各学校の教育活動のみならず、ICT機器を家庭に持ち帰り、ICT機器を活用した家庭学習を推奨している。子どもたちは、全国平均と比べ、学校授業時間以外にもICT機器を積極的に活用し、学習に取り組んでいる傾向にある。

小学校では、共同編集アプリやプレゼンテーションソフト活用した授業を通じて、一人ひとりの情報活用能力を高めている一方で、友達と考えを共有したり比べたりするためのICT機器の活用には課題がある。

中学校では、授業中におけるICT機器の活用機会が減少傾向にあることが課題として挙げられる。

子どもたちがICT機器を活用することのよさを感じ、学びをより深めることができるように、**協働的な学習の場面でのICT機器の効果的な活用と継続的な指導を行っていく**必要がある。

イ 読書に関する質問

調査項目	小学校		中学校	
	荒川区	全国	荒川区	全国
① <u>読書は好きですか</u> 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	71.6	69.7	54.6	61.6
②学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、 <u>1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか</u> (電子書籍も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く) 【2時間以上、1時間以上 2時間より少ない、30分以上 1時間より少ない】の合計	35.3	31.1	23.6	21.4
③ <u>新聞を読んでいますか</u> 【ほぼ毎日読んでいる、週に1~3回程度読んでいる、月に1~3回程度読んでいる】の合計	25.1	22.0	10.5	13.5
④総合的な学習の時間では、 <u>自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動</u> に取り組んでいますか 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	86.9	82.3	80.9	79.5

【考察】

荒川区の子どもたちは、読書習慣が定着しており、読書に親しんでいる子が多い。また、全国平均と比較し、総合的な学習の時間での探究的な学習活動に取り組めている。その背景には、全校に配置している学校司書や司書教諭を中心に、国の基準を上回る蔵書数の確保や読書環境の整備、「図書館を使った調べる学習コンクール」の取組や新聞を活用した授業の実施、家庭と連携した「家読(うちどく)」を推進していることが挙げられる。

引き続き、学校の授業時間以外での読書時間や新聞を読む機会を設定し、**学校司書や司書教諭との連携の下、学校図書館を活用した授業実践を行い、子どもたちの読書環境の整備に努めていく。**

ウ 学校生活に関する質問

調査項目	小学校		中学校	
	荒川区	全国	荒川区	全国
① <u>自分には、よいところがある</u> と思いますか 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	86.5	86.9	86.9	86.2
② <u>先生は、あなたのよいところを認めてくれている</u> と思いますか 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	92.8	92.2	90.8	92.2
③ <u>学校に行くのは楽しい</u> と思いますか 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	88.5	86.5	86.3	86.1
④ <u>いじめは、どんな理由があってもいけない</u> ことだと思いますか 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	96.8	97.2	94.5	95.9
⑤ <u>友達関係に満足</u> していますか 【当てはまる、どちらかといえば当てはまる】の合計	91.5	91.7	91.9	91.4

【考察】

荒川区の子どもたちは、学校に通うことを楽しいと感じている子が多い。その一方で、自分のよさや友達関係に対し、肯定的に感じている割合は、全国平均に比べ低い傾向にある。

学校行事や特別活動、特別の教科 道徳の学習等を通じて、一人ひとりのよさや友達の大切さについて実感させたり、いじめはどんな理由があってもいけないことであると認識させたりする活動を実施し、子どもたちの**自己肯定感を高め、円滑な人間関係を築けるよう継続的に指導を行っていく。**

工 家庭学習に関連する質問

調査項目	小学校		中学校	
	荒川区	全国	荒川区	全国
①学校の授業時間以外に、 <u>普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどのくらいの時間、勉強をしますか</u> (学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む) 【3時間以上、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ない、30分以上1時間より少ない】の合計	83.4	81.4	83.4	80.7
②学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、 <u>1日当たりどのくらいの時間、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っていますか</u> (遊びなどの目的に使う時間は除く) 【3時間以上、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ない、30分以上1時間より少ない】の合計	44.7	42.5	37.2	31.6
③ <u>土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどのくらいの時間、勉強をしますか</u> (学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む) 【4時間以上、3時間以上4時間より少ない、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ない】の合計	53.3	47.1	58.7	57.9

【考察】

学校の授業時間以外の平日及び学校が休みの日の1日当たりの学習時間は、小・中学校ともに全国平均を上回っている。さらに、学校の授業時間以外の平日の学習にICT機器を使っている割合は全国平均より高い。

その理由に、荒川区全体でICT教育を推進し、学校・家庭でいつでもどこでもICT機器を活用して学びを深めるための学習環境を整えていると考えられる。

今後も子どもたちの学習意欲を高め、学校・家庭での継続的な学びを実現するためのICT機器を効果的に活用した授業を推進していくとともに、家庭での見守りやICT機器使用の際のルールの徹底など、家庭と連携を図りながら家庭での学習環境を整えていく。

(参考) 教科に関する調査 ~荒川区の平均正答率が低かった問題~

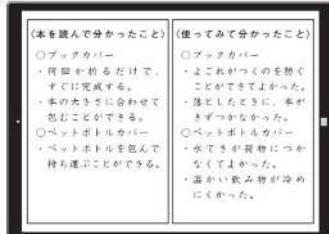
【国語】

小学校国語 大問2三

目的や意図に応じて、簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかを見る問題

「物を包む使い方」に関する【ちらし】の内容を条件に合わせて書き直す。

【調べたこと】



【ちらし】



条件①

【ちらし】の _____を書き直し、くわしくすること。(一文でなくてもよい。)

条件②

【調べたこと】の〈本を読んで分かったこと〉と〈使ってみて分かったこと〉のそれぞれから言葉や文を取り上げて書くこと。

条件③

60字以上、100字以内にまとめて書くこと。

＜解答例＞ 何回か折って本を包むと、ブックカバーになり、よごれがつくのを防ぐことができます。また、ペットボトルを包んで持ち運ぶこともでき、水できが荷物につくのを防ぐことができます。(84字)

【算数】

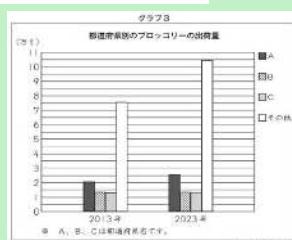
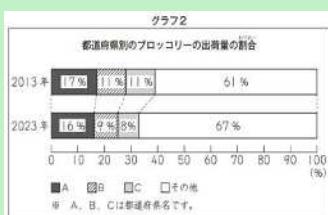
小学校算数 大問1(2)

目的に応じて適切なグラフを選択して出荷量の増減を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述できるかどうかを見る問題

2023年の都道府県Aのプロッコリーの出荷量が2013年より増えたかどうかがわかるグラフを選択し、そのわけを言葉や数を使って書く。



グラフ2とグラフ3を見つけたけれど、どちらか1つグラフを見れば、都道府県Aのプロッコリーの出荷量が、増えたかどうかがわかります。



＜解答＞

【記号】ア

【わけ】 グラフ3を見ると、2013年の都道府県Aのプロッコリーの出荷量は約2万t、2023年の都道府県Aのプロッコリーの出荷量は約2.5万tで2023年の方が多いです。だから、都道府県Aのプロッコリーの出荷量は増えています。

中学校国語 大問2二

相手の反応を踏まえながら、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫することが出来るかどうかを見る問題

村田さんがスピーチの中で下線部〇イ「…あ、1年間で採取した種のうち、半分以上は残ってしまうのです。」とその場で発言した理由を選択肢から選ぶ。

【村田さんのスピーチ】

私は、「マリープロジェクト」をもとにしたアイデアを考えました。マリープロジェクトは、皆さんも知っている通り、環境委員会が植物育成をやっていている。マリープロジェクトを育てる活動です。参加した人が多くなっています。彼らは、きれいに咲いたマリーゴールドの花に、心が和んだこともあります。でも、マリーゴールドの花は、花から花で花から花で花が多いのです。この活動では、採取した種から花で花から花で花が多いのです。

ここで、(スライド3)を確認

スライドに記したように、次の年、また次の年へとつながる、自然的な活動であることが、二つの山脈から大きな効果です。新しい花を楽しむだけではなく、手入れをしながら成長を楽しむことは力を貸す。私は、1年生のときからこの活動に参加しています。

ここで、(スライド4)を確認

これは、実際に採取したマリーゴールドの種です。次のシーズンに学校で育てる分を確保したあと、家でも育てたい参加者は種をもらってきて育てることができます。私も、種をもらって、家庭と一緒に育てています。ただ、みんなが持つ特徴たとえでも、採取した種は残ってしまいます。…あ、1年生で採取した種のうちは、手入れは残してしまいます。…あ、…

みんなが持つ特徴たとえでも、採取した種は残ってしまいます。…あ、…

ここで、(スライド5)を確認

このプロジェクトの目標は、まず、残ってしまった種を活用できることです。そして、地域の方にも、花を見て楽しむを味わってもらえます。しかも、マリーゴールドの種は花を採取できることで、このプロジェクトも存続が保たれます。

ここで、(スライド6)を確認

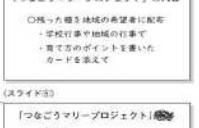
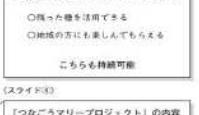
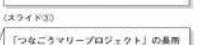
このプロジェクトの内容は、残った種を地域の希望する方に配布するというものです。例えば、地域の方が発行する各種行事や、私たちが参加する地域の行事などで取り扱っています。育ててくださる地域の方のために、残った種から育てやすいものを選び、育て方のポイントを教いたカードと一緒に販売します。

ここで、(スライド7)を確認

今行っている活動を工夫することで、私たちのマリーゴールドを、花を見て楽しむ、花を育てるなど、花が咲くまで楽しめます。学校と地域が、マリーゴールドでつながります。さて、あなたが思っていませんか、…これで、私の説明が終ります。

ここで、(スライド8)を確認

つなごうマリープロジェクトの内容



＜解答＞ 聞き手の反応から、採取した種がどのくらい残るのか、疑問を感じていると判断したから。

中学校数学 大問4

一次関数 $y = ax + b$ について、変化の割合を基に、xの増加量に対するyの増加量を求める能够性を見る問題

一次関数 $y = 6x + 5$ について、xの増加量が2のときのyの増加量を求める。

4 一次関数 $y = 6x + 5$ の変化の割合は6です。この一次関数について、xの増加量が2のときのyの増加量を求めてください。

＜解答＞

12

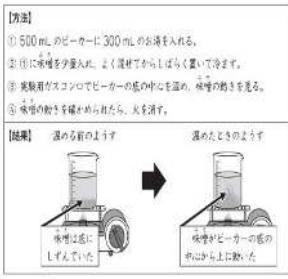
小学校理科 大問4(1)

水の温まり方について、問題に対するまとめを導き出す際、解決するための観察、実験の方法が適切であったかを検討し、表現することができるかどうかをみる問題

問題に対するまとめに関する文章の空欄に、実験の結果だけではまとめられない理由を書く。

【問題】

ビーカーの底の中心を温めたとき、水はどのように温まるのだろうか。



【問題に対するまとめ】

ビーカーの底の中心を温めたとき、水の温められた部分が上に移動して、全体が温まる。

ゆういちさんがあなたに教えてくれて、この実験の
【結果】だけでは、そのようなまとめはできないと思うな。
この実験では、水の(A)について調べていないだから。



＜解答例＞

水の上の部分の温度

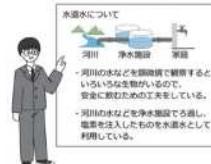
中学校理科 大問1(6)

科学的な探究を通してまとめたものを他者が発表する学習場面において、探求から生じた新たな疑問や身近な生活との関連などに着目した振り返りを表現できるかどうかをみる問題

水道水、精製水の探究に関する発表内容から、3人の振り返り内容を参考にして、水道水、精製水に対する自身の振り返りを書く。

【振り返り会場】

水道水、精製水について探査したことを発表しています。



Bさん



Cさん



Dさん



…について、身近な生活とのつながりを感じたことに着目して振り返ります。

＜解答例＞ 精製水は水道水を蒸留したり、ろ過したりしているということが分かり、ミネラルウォーターはどのようにして作られているのかについてさらに疑問を感じたので、調べてみたいと思いました。

【参考】

全国学力・学習状況調査の問題(国立教育政策研究所ホームページ)

<https://www.nier.go.jp/25chousa/25chousa.htm>

件 名	荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例について				
ポイント	<p>区議会議員の議員報酬及び期末手当について、議員報酬の月額及び期末手当の支給割合を改めるため、荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する。</p> <p>また、区長等の給与について、給料の月額及び期末手当の支給割合を改めるため、荒川区長等の給料等に関する条例の一部を改正する。</p>				
内 容	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 荒川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>○議員報酬等を以下のとおり改める。</p> <p>【報酬月額】3.4%引上げ</p> <p>【期末手当支給割合】100分の4引上げ (0.04月分)</p> <p>※改正前・後の報酬月額及び期末手当支給割合の比較は下表のとおり</p>				
	区分	報酬月額 (*1)	期末手当支給割合		
			7年度(*2)	8年度以降	
			12月	6月	12月
	議長	934,000円 ↓ <u>966,000円</u>	100分の214 (2.14月分) ↓ <u>100分の218</u> (2.18月分)	100分の214 (2.14月分) ↓ <u>100分の216</u> (2.16月分)	100分の214 (2.14月分) ↓ <u>100分の216</u> (2.16月分)
	副議長	799,000円 ↓ <u>826,000円</u>			
	委員長	664,000円 ↓ <u>687,000円</u>			
	副委員長	636,000円 ↓ <u>658,000円</u>			
	議員	613,000円 ↓ <u>634,000円</u>			
<p>(*1)報酬月額は令和7年4月1日から適用</p> <p>(*2)令和7年度の期末手当支給割合は令和7年12月1日から適用</p>					

(2) 荒川区長等の給料等に関する条例

○特別職給料等を以下のとおり改める。

【給料月額】3.4%引上げ

【期末手当支給割合】100分の4引上げ(0.04月分)

※改正前・後の給料月額及び期末手当支給割合の比較は下表のとおり

区分	給料月額 (*3)	期末手当支給割合		
		7年度(*4)	8年度以降	
		12月	6月	12月
区長	1,146,000円 ↓ <u>1,185,000円</u>	100分の205 (2.05月分) ↓ <u>100分の209</u> (2.09月分)	100分の205 (2.05月分) ↓ <u>100分の207</u> (2.07月分)	100分の205 (2.05月分) ↓ <u>100分の207</u> (2.07月分)
副区長	920,000円 ↓ <u>951,000円</u>			
教育長	832,000円 ↓ <u>860,000円</u>			

(*3)給料月額は令和7年4月1日から適用

(*4)令和7年度の期末手当支給割合は令和7年12月1日から適用

2 施行期日

公布の日

(令和8年度以降の期末手当支給割合については令和8年4月1日)

今後の予定 令和7年11月 下旬 11月会議に議案を提出
26日 総務企画委員会(議案審査)

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月26日 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

<主管部課> 総務企画部総務企画課